

◆◇固定資産税（償却資産）の申告の手引◇◆

住田町 税務課

償却資産とは

工場や商店の経営者、農業者、太陽光発電等による売電事業者等がその事業の用に供している構築物、機械、工具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように、毎年1月1日時点の所有者に対し、固定資産税が課税されます。

■ 課税の対象となる資産

- (1) その減価償却額又は減価償却費が、法人税又は所得税における所得の計算上、損金又は必要経費に算入される資産（赤字等の理由で減価償却を行わない資産を含む）
- (2) その耐用年数を経過し残存価格のみとなった資産で、事業の用に供しているもの
- (3) 所有者が他者に貸し付けて事業の用に供している資産
- (4) 割賦購入し割賦金を完済していない資産で、すでに事業の用に供しているもの
- (5) 遊休資産や未稼働資産で、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (6) 資産の価値を増加させるための費用（改良費として本体とは別に申告して下さい）

■ 課税の対象とならない資産

- (1) 無形固定資産（電話加入権、特許権、漁業権、ソフトウェア等）
- (2) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満で、法人税又は所得税における所得の計算上、一時に損金又は必要経費に算入される資産
- (3) 取得価額が20万円未満で、法人税又は所得税における所得の計算上、3年間で一括して損金又は必要経費に算入される資産
- (4) 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる軽自動車等
- (5) 牛、馬、果樹、その他の生物（ただし観賞用や興行用は課税対象）

■ 償却資産の種類

資産の種類		事 例 等
第1種	構 築 物	門、壁、構内舗装、屋外排水溝、煙突、貯水池、庭園、堆肥舎、その他土地に定着した土木施設
	建 物 附 属 設 備	<p>建物附属設備は、一般に家屋に含めて評価するものですが、中にはその性質上家屋の評価に含めず、償却資産として取り扱われるものがあります。</p> <p>①構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突等）</p> <p>②家屋から独立した機械及び装置としての性格の強いもの（変電設備等）</p> <p>③特定の生産又は業務に使用されるもの（工場における動力用配線設備、製品の洗浄用給排水設備等）</p> <p>④サービス業務用設備（飲食店・ホテル等の厨房設備等）</p> <p>建物の所有者以外の者が施工した場合は、本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等であっても償却資産として課税の対象となります（テナントの内装等）。</p>

第2種	機械及び装置	電動機、作業機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、その他機械及び装置
第3種	船舶	モーターボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車等
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

取得価額について

取得価額とは、購入代金に付帯費（据付費、引取運賃、荷役費など）の額を加えたものをいいます。機械設備等は、据付等をした上で事業の用に供することができる状態とされますので、これに要した費用は取得価額に含まれます。

また、償却資産の取得価額は、原則として法人税や所得税における算定方法と同一です。

評価額の算出方法について

償却資産は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産（1年目）	前年前に取得した資産（2年目以降）
$\text{取得価額} \times \left\{ 1 - \frac{\text{減価率}(r)}{2} \right\}$ $= \text{取得価額} \times \text{減価残存率A}$ $= \text{評価額}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}(r))$ $= \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率B}$ $= \text{評価額}$

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

■ 減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得A	前年前提得B			前年中取得A	前年前提得B			前年中取得A	前年前提得B
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	26	0.085	0.957	0.915
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	27	0.082	0.959	0.918
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	28	0.079	0.960	0.921

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」により作成

税額の算出方法について

税額は、課税標準額に税率を乗じて算出します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} (\times) \times \text{税率} (1.4\%)$$

※課税標準額は評価額の合計額です（課税標準の特例により軽減される場合を除く）。

課税標準額が免税点（150万円）未満の場合、固定資産税は課税されません。

非課税・課税標準の特例について

■ 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条又は同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産は非課税となります。

■ 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 56 条、第 64 条の規定に該当する償却資産は、課税標準額が軽減されます。

申告書の提出先

■ 住田町役場 税務課 税務係

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

申告書の提出期限

■ 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）